

第九十二回帝國議會
衆議院

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)

委員會會議錄(速記)第七回

(104)

付託議案(審査終了のものを除く)

國有財産法の一部を改正する法律案

(政府提出)(第五二號)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)(第五四號)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)(第五五號)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)(第五六號)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)(第五七號)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)(第五八號)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)(第五九號)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)(第六〇號)

昭和二十二年三月二十二日(土曜日)午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 大谷 豊潤君

理事 西村 榮一君

左藤 義詮君 杉田 驥子君

若林 義孝君 稻本 早苗君

氏原 一郎君 澤田 ひさ君

田中 松月君 丸山修一郎君

三月二十日 國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出)、作業會計法を改正する法律案(政府提出)、燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)、國有林野事業特別會計法案(政府提出)、勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)

國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)

價保險特別會計法案(政府提出)、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)及び企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)の審査を本委員に付託された。

出席政府委員

大藏政務次官 北村徳太郎君

大藏事務官 野田 卯一君

大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 加藤 八郎君

大藏事務官 河野 一之君

大藏事務官 石原 周夫君

大藏事務官 今泉 兼寛君

專賣局長官 杉山 昌作君

厚生事務官 石丸 敬次君

厚生事務官 友納 武人君

厚生事務官 三木 行治君

農林技官 中尾 勇君

本日の會議に付した議案

國有財産法の一部を改正する法律案(政府提出)

作業會計法を改正する法律案(政府提出)

燃料局特別會計法を改正する法律案(政府提出)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(政府提出)

國有林野事業特別會計法案(政府提出)

勞働者災害補償保險特別會計法案(政府提出)

公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案(政府提出)

企業再建整備法等の一部を改正する法律案(政府提出)

午前十一時二十七分開議

○大谷委員長 これより會議を開きます。去る二十日國有財産法の一部を改正する法律案、作業會計法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案、國有林野事業特別會計法案、勞働者災害補償保險特別會計法案、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案、企業再建整備法等の一部を改正する法律案の審議を本委員會に付託されました。これより各案を一括議題として審議を進めるに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○大谷委員長 御異議がなければ、政府委員より各案について説明を求めます。北村徳太郎君。

○北村政府委員 本委員會に託せられました國有財産法の一部を改正する法律案、作業會計法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、國有林野事業特別會計法案、勞働者災害補償保險特別會計法案、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案及び企業再建整備法等の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明致します。

まず初めに國有財産法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。國有財産法は國有の不動産その他一定の動産及び權利を管理し又は處分するために必要な規定を定めた法律であります。新憲法の實施に伴い、その趣旨に則りまして必要と認められる部分の改正を行うとともに、國有財産の管理又は處分につきまして、現行國有財産法施行以來の實踐に徴し、且つ新しい事態に即應して、これを一層嚴正適實に行うため、現行國有財産法に於て應急的措置として、必要最小限度の改正を加えようとするものであります。

さらに諸般の要請に合致する國有財産制度をつくるため、現行制度に根本的檢討を加え、これに基いて關係法制を急速に整備しなければならぬ實情であります。これにつきましては、内閣に國有財産法調査會を設置し、國有財産に關する法制の審議立案を擔當させ、その作成いたしました法律案を次の國會的常會に提出するようにいたすため、これに關する必要な規定をなさんとするものであります。

以上はこの改正法律案を提出いたしました理由の骨子であります。本法案の内容につきましては、おもな點に關してその概要を申し述べます。國有財産所管廳の行方管理及び處分の權限並びに國有財産事務の總轄大臣である大藏大臣の總轄事務の内容に關する事項であります。これにつきましては、現行法の規定は明確を欠くらしいが、ありますので、國有財産中公共用財産、公用財産及び營林財産については、その維持、保存及び運用はそれらの所管廳で行いますけれども、雜種財産につきましては、法律で定める場合のほかは、すべて國有財産の總轄大臣である大藏大臣がこれを管理し、または處分することに明定いたしました。一方總轄大臣としての大藏大臣は必要のある場合は所轄廳の行います國有財産の管理または處分につきまして、隨時報告を求め實地監査を行い、または閣議の決定を経て必要な措置を求める等、その總合調整をはかり得ることとしたのであります。

第二に國有財産を讓與または無償貸付をする場合は結局物を通じて豫算を執行すると同様の結果となりますので、これらはすべて法律によりなされるべきこととしたのであります。しかしながら無償貸付につきましては、その相手方及び用途によりましては國有財産運用上、現下の社會的情勢との調和を考慮いたさなければならぬので、公共團體が公共用、公用もしくは公益事業に供するため必要のある場合は、これをなし得ることに定めたのであります。借受後の使用状況その他管理が良好と認められないときは、この契約を解除することとしたのであります。なお無償貸付をしたものにつきましては、内閣において、これを翌年度開會の國會的常會に報告するのであります。

第三には國有財産の交換につきましては、これを土地及び建物以外の土地の定着物に限つて國または公共團體が公共用、公用もしくは公益事業に供するものと定めたのであります。

第六類第八號 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)委員會會議錄 第七回 昭和二十二年三月二十二日 四一

るため必要あるときは、これを他の同一種目の物件と交換をなし得ることに限定したのであります。

第四に國有財産にかゝる貸付契約の解除を行ひ得る場合も、國または公共團體におきまして公共用、公用もしくは公益事業に供するため必要が生じた場合のみに限定することとし借受人はこれによつて生じた損害につき賠償を求めることができ、この請求を受けた當該財産の所管廳はこれを會計検査院の審査に付することができるといたしましたのであります。

第五に賣拂代金等の延納につきましては、公共團體は教育もしくは社會事業を営む團體についてのみ、五年以内の範圍でこれを認めることとしたのであります。これは、この種の團體の營業業務等が、社會的重要性に對する財産處分上の措置として必要と認められるによるものであります。しかしながらこの場合におきましても、當該財産の管理が適當でない等、延納の繼續を不當と認められるときはその契約を解除することとしたのであります。

第六に國有財産に關する報告につきましては、國有財産増減總計算書は毎年度、國有財産現在額總計算書は毎五年ごとに議會に報告したのであります。國有財産の現況を常に明確にしておくため、今後は國有財産現在額、總計算書を毎年度議會に報告することとしたのであります。

第七に國有財産法制調査會に關しましては、この調査會は國有財産制度を根本的に検討し、これに關する法制を急速に審議立案するものであります。委員は審議の促進をはかるため少

數とし、會長を加えて七名以内としたのであります。調査會で作成した法律案は、内閣におきまして、これを次の國會の常會に提出することとしたのであります。

次に作業會計法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案及び造幣局特別會計法の一部を改正する法律の三件について、一括御説明いたします。專賣局及び印刷局の事業、アルコール專賣事業及び造幣局の事業は、從來それ／＼作業會計法、燃料局特別會計法及び造幣局特別會計法によりまして、經理されておりましたが、これらも同質の事業であります。これらの會計におきましては、特別會計としての獨立性が十分でなく、たとえば固定資本及び据置運轉資本は、これらの會計でみづから支辨することなく、専ら一般會計において支辨してまいつたというやうな事情でありまして、またその經理の方法も概ね現金の收支を中心とする建前でありまして、たゞ損益計算において複式簿記法による計算を加味しておる状況であり、本來の企業的運轉の状況を把握するに十分でなかつたのであります。従いまして、今次の改正におきましては、一面設備費等の資本的支出をこれらの會計の負擔とするにとつたことと、その財源もまたこれらの會計において起債し得ることとして、獨立して採算し得る基礎をつくることと、他面國有鐵道事業特別會計等における同様、いわゆる發生主義の原則により經理せしめることとしたのであります。

次に國有林野事業特別會計法案について申し上げます。これは、今般いわれる林政の統一によりまして内地、北

海道、國有林のほか、從來の御料林も一體として運轉せられることとなつたのであります。この機會におきまして、從來一般會計において運轉されておりました國有林野の事業を、企業的に經理することが適當と考えられますので、こゝに特別會計を設置することとしたしまして、その經理の方法につきましても、いわゆる發生主義の原則によりまして、財産の増減、移動を現金の收支によらず、その發生の事實に基いて經理することとしたし、もつてその經營の成績及び財政状況を明らかにせしめんといたしたのであります。

次に労働者災害補償保險特別會計法案について申し上げます。今回別途提出の労働者災害、補償保險法に基きまして、國が管理いたします労働者災害補償保險事業につきましては、その性質上特別會計を設置してこれを經理するの適當と存せられますので、この特別會計法案を提出いたしましたのであります。

最後に公債金特別會計法ほか四法律の廢止等に關する法律案について御説明いたします。この法律案の内容は、一、特別會計の廢止に關するもの、二、特別會計法の一部改正等に關するもの、三、借入金金の借入に關するもの等であり、まず特別會計の廢止に關するものについて申し上げます。これは現行特別會計のうち比較的その存置の意義の稀薄になりました公債金、爲替交易調整、特殊財産資金及び學校の五、特別會計を廢止したとすることをあります。なお學校特別會計の廢止に伴ひまして、諸學校の震災復舊費に關して特段の定めをなし

た法律の規定も不用となりますのでこれを廢止し、また從來の大學及び學校資金につきましては、そのうち現金及び有價證券の形になつておりますものにつきましては、今後これを一般會計所屬の資金とし、また學校に對する奨學を目的とする寄附金について委任經理の方法を残すこととしたのであります。

次に特別會計法の一部改正等に關するものであります。そのうちまず第一は、今回別途提出いたしました財政法案第六條において、歲計剩餘金の二分の一以上を公債及び借入金の償還に充當することとしたに伴ひまして、從來歲計剩餘金による公債、借入金金の償還に關する規定のありました國債整理基金特別會計法その他關係法律の規定に所要の改正を加えることとしたのであります。

第二は、労働基準法案に伴ひまして、労働者の災害補償に關する制度の改正があり、またのと、健康保險の積立の現狀に鑑みまして、その一部を労働者のための福祉施設費に充てる途を開くこととしたので、厚生保險特別會計法に所要の改正を加えることとしたのであります。

第三は、食糧管理及び薪炭需給調節の兩特別會計における事業の運轉を圓滑にするため、その所要資金を賄ひますために、兩會計における證券の發行または借入金金の借入れの限度額を増額いたしました。また、兩特別會計法の一部に所要の改正を加えることとしたので、帝國鐵道及通信事業の兩會計の事務勘定における昭和二十一年度の追加經費または帝國鐵道會計における歲入不足補填の財源に充てるため、借

入金の増額を必要といたしますので、昭和二十一年法律第五十五號に規定する借入金金の借入れの限度額を増額する等所要の改正を加えることとしたのであります。

第四は、さきに緊急勅令に基きまして、臨時軍事費特別會計を廢止し、その後における處理は、一般會計において行ふこととしたのであります。が、將來この整理上必要となるべき公債及び借入金をなし得る途を開きおくとともに、整理の終るまでの間にける國庫金出納上の不足を補うために、借入金となし得ることとしたのであります。

次に企業再建整備法等の一部を改正する法律案につき説明いたします。企業再建整備法の實施につきましては、このほど資産の評価基準、未拂込株金の徴收方法等に關する要綱も定まりまして、今後いよいよ具體的實行の段階にはいることに相なつたのであります。しかしやむを得ない種々の事情によりまして、法律の具體的實施が當初の豫想より若干遅れることになりました。結果、その後の新たな事態に應じ、また評價基準等の決定に伴ひまして、企業再建整備法及び會社經理應急法に若干修正を必要といたします。點を生じましたので、本法案を提案いたしました次第であります。

次に、この改正案の主要な點について御説明をいたします。改正の第一點といたしましては、特別經理株式會社の特別損失を負擔し、減資すべき資本金を、指定時すなわち昨年八月十一日午前零時現在の資本金とし、指定時後新たに増資をした場合の新資本金は、特別損失を負擔せしめないことを明示す

ることあります、すなわち最近特別
經理株式會社のうちには所要の事業資
金を調達するため増資をしようとする
ものがありますので、特にこの點を明
らかにする必要がありますに至つた
のであります。

第二は、特別經理株式會社の資産を承繼
しますところの第二會社は、從來は新
設會社に限られておりましたが、その
範圍を擴張して、特別經理株式會社の
資産の出資または譲渡を受けるため、
その資本を倍額以上に増加する會社を
もこれに加えて、かかる會社を第
二會社として、その増資手續等の簡易
化を圖ることあります。

第三は、特別經理株式會社に對する、
指定時以前の原因に基く債權すなわち
舊債權のうちには、在外負債未拂込株
金の拂込請求權等、その性質上一般の
舊債權と同様に、一律に取扱ふことの
必ずしも適當でないものがありますの
で、命令をもつて別段の定めをなし、
一般の舊債權と若干異なる取扱ひをな
し得るようになすことあります。

第四は、第二會社設立等の場合にお
ける特別經理株式會社の指定時後の新
債務の承繼、あるいは特別經理株式會
社の合併、資本の減少につきまして、
整備計畫の認可のありまして後に、債
權者に異議の申立の機會を與え、もつ
て債權者の保護をはかることであり
ます。

第五は特別經理株式會社の減資しな
ければならない場合を明らかにし、さ
らに資産の評価換による評價益、資産
の譲渡益等に對する免稅の規定を明確
にする等、資産の評価基準、未拂込株
金の徴收方法等の決定に伴つて、必要
な若干の改正を行うことあります。

第六は特別經理株式會社の事業年度
の延長であります。すなわち整備計畫
の認可があり、特別損失の額が定まつ
て、債權債務關係の整理確定いたしま
すまでの間は、會社の經理上、未確定
の要素が少なく、たとえ決算をいた
しまして、後に更正を必要とするこ
となりますので、この間において通
常通り決算をいたしますことはなほ
困難であります、そこで指定時すな
わち昨年八月十一日から整備計畫の認
可等のあります日までの、一つの事業
年度として、その間に到來する會社の
定款の決算期の決算は、これを省略せ
しめようとするものであります。

第七は特別經理株式會社でない會社であ
りまして、戦時補償特別稅を課せら
れ、または在外資産を有する會社は、
再建整備上必要な場合におきまして
は、特別經理株式會社と同様に、整備計畫
の認可を申請することが出来るものと
し、認可を受けました場合には、その
整備計畫は、特別經理株式會社の整備計畫
と同様の效力を有するものとして、簡
易な手續によつて、それを實行するこ
とができるようになすことあります。

最後に指定時後特別經理株式會社が舊勘
定において資産を處分した場合に、そ
の處分代金を新勘定の事業經營のため
使用し得る途を開き、また指定時後整
備計畫の認可のありますまでに、解
散、合併あるいは組織變更をすることに
なつた特別經理株式會社の新勘定及び舊勘
定の取扱ひその他に關しまして、特例
を設けることができるように、會社經
理應急措置法の一部を改正することと
いたしておるのであります。以上八法
律案につき提案の理由を御説明いたし

ました何とぞ相なるべく速やかに御審
議の上御賛成あらんことを希望いたし
ます。

○大谷委員長 午前中はこの程度にい
たしまして午後は一時より再開いたし
ます。これにて暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩

午後二時六分開議
○大谷委員長 午前中に引續き會議を開
きます。質疑に移ります。小笹君。

○小笹委員 この際國有財産の一部の
改正法律案につきまして、二、三點お
尋ねたいと思います。同三條の
四に「大藏大臣各省各廳ノ長ノ行フ國
有財産ノ管理及處分ニ付其ノ適正ヲ期
スル爲之ヲ總轄スヘシ」ということに
相なつておるのであります、この總
轄事務の内容はどういうようなもので
ありますか、その點をお尋ねいたした
いと思ひます。なお大藏大臣を國有財
産事務の總轄大臣としたのはどうい
う理由でありますか、この點をまずお尋
ねをいたしたいのであります。

その次に、國有財産の譲與につい
て、現行法と改正法とはどういふ
に違つておりますか、この點を明らか
にしたいのであります。

それから第三の問題は國有財産法制
調査會の任務と、その構成はどうなつ
ておりますか、この點も御説明を願
いと思います。

○加藤政府委員 お答えいたします。
第一のお尋ねでございました國有財産
に關する總轄事務というのとはどうい
うことかという點でございますが、こ
の國有財産の管理というものは各省大
臣もやつておりますし、また處分の一
部分を各省大臣がやつておりますよう

な實情にありますので、この管理、
運用、處分を適當にするためには、ど
うしてもこれを一ところにまとめて總
合統一するというのが當然に必要に
なつてくるのであります。その事務を
大藏大臣がやるのであります、すな
わちどういふことが申しますと、こ
の國有財産の管理、運用、處分に關
する必要な規定を定めたり、あるいは臺
帳の様式を一定したり、國有財産の現
狀を明確ならしむるためにいろいろの
報告書を一括して議會に提出するとい
うような、いろいろの仕事をいたすの
であります。從來とも國有財産に關す
る總轄事務は大藏大臣がこれを管理す
るといふふうになつておりました、非
常に簡單でございましたけれども、第
三條の四に規定を設けまして、その内
容を明らかにしたい、かように考
へた次第でございます。

なお大藏大臣をどうして總轄大臣に
しているかという點でございますが、
これも從來の法律にも大藏大臣が總轄
事務を擔當することになつております
し、國有財産の事務と申しますもの
は、いわば物の會計、あるいは豫算で
あります、こういうことは財政を所
管する大藏大臣がこれに當ることが最
も適當であらう、かように考えまし
て、この規定を設けた次第でございま
す。

それから第二の譲與に關する點で
ございますが、現在譲與に關する規定は
國有財産法の第五條にございまして、
大體三つの項目を掲げてございまして、
その一つの皇室用または公共團體にお
いて公共用もしくは公用に供するため
必要あるとき、第二は、公共用財産ま
たは公用財産の用途を廢止した場合に

勅令の定めるところによりまして、こ
れをその維持保存の費用を負擔したる
ものに、またはその用途に代るべき他
の施設をなしたものに、その他の緣故
者又は關係者に譲與するというのが第
二であります。第三は神社寺院又は佛
堂の合併したる場合において、これに
よりましてその供用を止めました國有
財産を、その合併したる神社寺院又は
佛堂に譲與するとき、こういう三つの
場合を規定いたしましたのであります。そ
のうち一番後に申しました神社寺院佛
堂關係の譲與の點は今回さきに御審議
をいたしました社寺境内地の處分に
關する法律におきまして整理がつきま
すので、その規定を同法におきまして
廢止してございします。残るのは一と二
でございますが、こういうものをこの
際改めまして、法律をもつて特別に定
めた場合だけこれを譲與しよう、こ
ういふようにいたしたのでございします。
と申しますのは現在のように公共團體
において公共用又は公用に供するとい
うような規定でございしますと、政府に
おきます自由裁量の範圍が從來非常
に廣うございまして、これでははなは
だ官廳が勝手なことをして譲與する
というふうなおそれもあります、この
で、これを具體的に法律をもつて定め
られた場合だけやるようにいたした方
がよからうと考へるのであります。國
有財産を譲與するといふことは、場合
によりまして議會の協賛を経ないで國
の財産を減らす、すなわち財政的な支
出に影響するようになつてしまふ
ので、こういう場合はすべて具體的
に法律をもつてきめる場合に限るとい
うふうになつた方がよからうと考へ
た次第であります。それで現在でも個

個に具體的に譲與を規定してある場合がございまして、たとえて申しますと、國有林野法の第五條であるとか、あるいは河川法の第四十四條、道路法の第六十二條というふうな場合に、たゞくさん具體的に譲與をなし得る場合がございまして、それでそういうふうな場合も必要であれば、そういう具體的の場合を上げまして、譲與することにいたすつもりでございまして。

なお第三點について國有財産法制調査會のことをお尋ねでございまして、

が、まず第一に法制調査會の仕事はどうかというところと申しますと、國有財産法制調査會は、最近の情勢によりまして、現在の國有財産の法制というものは随分古い法律でありますので、必ずしも現在の情勢には適合していませんので、これを新情勢に適合いたしますように國有財産に關する法制を審議いたしまして、この調査會におきまして一つの法律案をつくるようにいたしておるのであります。この點は從來のこういう準備とはほど違つてまいりました點がありますが、それは政府におきまして法律をつくるというのが從來の取扱ひでありまして、こういう調査會は所管大臣の諮問に應じて答申をする、その答申を參考にして政府が法律案をつくるというふうな建前が從來の取扱ひであります。このたびはこの法制調査會自身が一つの法律案をつくるのだというふうなことにしたのであります。従ひましてこの調査會におきまして國有財産法を改正する法律案をつくりまして、次の國會常會に提出するというふうな運びに相なるのでございます。なおその組織等につきましては、なるべく事情に精通した少

数の人々によりまして、十分に検討することがもつとも効果的であると考へまして、この人数も會長を加へまして七名程度にいたす考であります。なお會長は大藏大臣をもつてこれに充てる。ようにならしてあります。あとの委員は會計検査院その他關係各廳の官吏を、あるいは學識経験のある民間の方を入れたら十分だと思つて検討いたしたい。かように考へておる次第でございまして、以上をもちましてお答えいたします。

○小笠委員 お尋ねいたしました三點について、たゞいま御答辭をいたして承したものであります。その他の點についてお尋ねをいたしたいと存するものであります。地方木材株式會社はすでに解散をいたしまして、現在清算を非常に急いでおりまして、その筋から命がございまして、急速にこの終了をいたしたいと努力をいたしておるのであります。都市の地方木材會社の中には、相當多額の戦時保償を有しておるのであります。その一部は昭和二十年の八月十五日、終戦以前に借入金をもつて相殺したものが相當多いのであります。その後戦時補償特別措置法によりまして、借りておりました中央農林金庫あるいは市内の銀行より求償を受けておるのであります。が、それらの地味社は既に解散をいたしまして、すべての資産を換價いたしまして預金にしておいた關係上、ほとんど全部が第二封鎖になつてしまつたのであります。今日清算をいたそうといふと、第一封鎖ではそれが返せぬのであります。どうしても第二封鎖で支拂わなければならぬような現状であるのであります。それは何ら規定

定がないように思ひますが、第一封鎖がなければ第二封鎖預金で金融機關にこれを返すことができませんか。この點をお尋ねしたいと思ひます。

○伊原政府委員 私からお答え申し上げます。たゞいまのお話がございまして、木材統制會社が解散したにすぎまして、戦時補償特別税の對象になつた保険金は、どういふふうにして返すかという問題であります。第二封鎖預金につきましては銀行からの借入金と第二封鎖預金の相殺という問題にすぎまして、非常に借入金とこの第二封鎖鎖とが密接なる關連性のあります場合には、これを相殺することを認めておるのであります。たゞいまのお話の木材統制會社の問題等につきましては、それが第二封鎖預金と一方あります借入金等との關係がどの程度の關連性がありましかつ、この關係の問題について決まるわけだと思ひます。なお第二封鎖鎖預金と借入金の相殺につきましては、小口の個人等の第二封鎖鎖預金をもつております預金者を害することになるものでありますから、大藏省銀行局といひまして、相當嚴重な態度をもつて臨んでおりますので、その具體的の問題がどういふふうな扱われましか、私ちよつとこゝでは存じておりません。しかし問題によりましては十分研究をいたしたいと思ひます。

○小笠委員 私が申し上げましたのは借入金と相殺いたしましたのは終戦前に相殺したものであります。従ひまして終戦後の特別處置によつて銀行なりその他の金融機關からその會社に對して求償権があるのです。その求償を木材會社が受けている、それに對して

第一封鎖で拂えば非常に結構であります。第一封鎖預金がないのであります。従ひましてその求償權に對しては、どうしてその第二封鎖預金で支拂わなければ支拂う方法がないのであります。従ひまして、その清算もできぬで困つていられる状態になつております。この點がおわかりになればひとつ御指示をお願いいたします。

○伊原政府委員 その具體的な問題といたしましては、よく研究をいたしておりましたので、なおよく研究いたしまして申し上げます。あるいは第二封鎖鎖預金から戦時補償特別税を支拂いたすことは、たゞいまの私の記憶ではむづかしいのではないかと存じます。よく研究をいたしまして後ほどお答え申し上げます。

○小笠委員 山林當局にお尋ねをいたしたいと思ひます。憲法の改正によりまして、今日國有財産となりまします御料林の面積なり蓄積量はどのくらいあるか、これを御指示願ひたいのであります。現在の國有林のそれを加へまして、總面積及び蓄積量がどれくらいに達するか、これも御發表願ひたいのであります。現在のわが國の國有林の管理機構を見ますと、全國の國有林の三八〇以上を占めます北海道の國有林の管理は内務省にあるのであります。他の府縣にございまして國有林の管理は農林省の所管となつていられるのであります。わが國の國有林の行政はきわめて不自然な管理形態であるのであります。林政上多年のわが國でありますので、今回御料林が國有林となるその機會に、國有林全部を一元的に農林省において所轄すべきものと考えられるのであります。政府の方針としていかなる

方針を有せられるか、この點をお尋ねいたしたいと思ひます。わが國の森林は戦時中過伐に濫伐を重ねまして、しかも搬出上きわめて便利な所からどしどし伐りましたために、交通の非常に便利な土地に接近したような所の山林は非常に荒れていられるのであります。従ひまして、國土保安上、治水上からきわめて由々しいところの結果を招來いたしてはいるのであります。一面また奥地の方の森林は少しも手がつかぬといふような現状であるのであります。國土保安の意味から申しますと、全部の國有林を對象にいたしまして、これに計畫を立てていかなければならぬと考へるのであります。今日過伐を重ねておりまするにもかゝりませず、木炭なりあるいは薪炭の需要は益々緊急を要するのであります。また一面におきましては、これらの資源を保存して、これを育成しなければならぬという大きな使命を持つておりまして、要するに違つた使命がこゝに同時に起つておるのであります。いづれも重要なものであるものであります。これはどうして全國の國有林を一元的に對照いたしまして、これまで過伐を重ねたところの山林はこれを一時休養せしめまして、他の未開發の未利用山林を急速に伐採いたしまして、全國的にならみ合はせまして、適正なる計畫を立てていかなければならぬと考へるのであります。森林行政の統一といふことが、今回程痛切に必要を感じるときはないのであります。この點につきまして政府は農林省にこれを一括一元的に管理せしむべきものと考えられるのであります。政府はこれに對していかなる御方針を有せられるか、

お尋ねいたします。

○中尾政府委員 お答えいたします。

今回の新憲法によりまして、御料林が國有になります面積は、内地と北海道を合せて、面積におきましては、約百三十萬町歩の面積に相なるのであります。蓄積で申上げますと、大體六億五千萬石程度の材積に相なるのであります。そのうち北海道での御料林の面積は、約八十九萬町歩、材積が四億一千萬石程度に相なるのであります。それから内地におきます御料林が、面積で約四十三萬町歩ございまして、材積で二億三千四百萬石というところに相なるのであります。御料林を國有に併合いたしますと同時に、先刻お話になりましたように、實は戦後におきますわが國の森林の状態をみますと、戦前に比べてまして面積におきまして約半分に相なっております。戦前四十六萬町歩程度ありましたが、戦後の結果、約半分を失ひまして現在では二十四萬町歩程度と相なっておりますのであります。また材積におきまして、戦前に百億程度でありましたが、戦後に約四割を喪失いたしました。現在約六十億近くの蓄積と相なっておりますのであります。従ひまして非常に狭く、しかも少なくなりましてこの蓄積をもつて、將來八千萬同胞の民生の安定を圖つていかなければならないというような關係になつたのであります。八千萬同胞に對しまして林産物の需給を圓滑にいたしますためには、どうしてもこの狭い面積におきまして單位面積あたりの成長量をできるだけ増加する。できるだけ生産力を高めるといふ方法を講じていかなければ、とうてい供給の圓滑を

期していくことはできないというやうな情勢にあるのであります。そういう情勢にありますのに、先刻もお話にありました通りに、從來わが國の森林行政は内務省及び宮内省及び農林省との三つにわかれて行政せられておつたのであります。そのうち宮内省所管でありました御料林は、今回國有林に屬することに新憲法によつて相なつたのであります。北海道の國有林並びに民有林、これは内務省所管となつておりまして、實際北海道廳において所管しておつたのであります。以上申し上げましたやうな戦後の内地の森林の情勢から見まして、どうしても今は統一ある機構にまとめまして、統一ある方針をもつて計畫から實行までしていかねば、とうてい所期の生産力の増進というやうなこともできないではないかというふうな考えまして、實は多年の懸案でありますこの北海道の國有林を農林省所管に統一いたしました。そして一貫した方針をもちまして經營したい、經營していかねばならないというふうな考えでおつたのであります。たゞ、本年の一月の豫算措置に關する閣議におきまして、この北海道の國有林を農林省に統一することに相なりましたので、農林省にいたしましては、その閣議の決定の方針に従ひまして、特別會計を編成いたしまして、この議會に提出をいたしておるやうな次第でございます。農林省にいたしましてはあくまでこの實行は一貫した方針のもとに計畫から實行までいかなければならないと考えますし、當然北海道の國有林も今度移管になりました御料林、内地の國有林と一

緒に同一の方針のもとに經營をしていく方針でございます。なお今後の木材需給の問題につきましては、お話があつたのであります。御説の通り戦時中におきましては里山と申しますか、とにかく便利な部落に近い山は相當過伐になつておりまして、今後生産を増加していくます上には、どうしても御説の通り奥地林分の開發にまたなければならぬ實情にあるのであります。政府といたしましてはこの奥地林分の開發にあたりまして、前年度、二十一年度以來奥地林分の開發の經費を相當計上いたしまして、たゞいまそれに努力をいたしております。さらに二十二年度におきましてこの奥地林分の開發と同時に、既設の林道の林道網の擴充をはかりまして、そして奥地にいきます未利用狀態の箇所を開發に努力をいたしたいと考えまして、たゞいまその方針に基きまして實行をいたしておる次第でございます。

○小笠委員 次に本年度の國有林の拂下げ豫定額はどのくらいでありますか、またその拂下げの方法はどういうやうな方法でありますか、從來のようにはやはり斫伐組合をしてやらせませんか、この點もお尋ねをいたしたいのであります。新たにできます日本林業會に拂下げをするとか、あるいはまた日本林業會に拂下げの斫伐をさすやうな方法をお考えになつておりますか、この點も伺ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 二十二年度におきます國有林の拂下げの豫定であります。これは官行斫伐において、内地も御料林も北海道も合せて、全部の國有林から約千八百萬石を豫定しておる

のであります。この内譯は内地で約一千萬石、もとの御料林で約三百萬石、それから北海道の國有林で約五百萬石、合計千八百萬石を豫定しております。そのほかたゞいま申しましたのは素材としてのものであります。製材といたしまして約三十六萬石を豫定しております。これを丸太に換算いたしますと約六十六萬石に相なりますので、結局斫伐によるものが千八百六十萬石ということになります。そのほか立木のまゝ拂下げますものが約七百五十萬石程度であるのであります。この七百五十萬石は、立木の材積でなく立木を處分いたしまして生産される素材の見込み材であります。これが七百五十萬石になつております。これは大體内地で二百八十六萬石、御料林で百十七萬石、北海道で三百四十萬石、という一應の豫定をいたしております。これによつて實行をいたすことに相なつております。また第二の問題の拂下げの方針であります。これはこの前の議會にも申し上げておいたものであります。素材においてはこれは大體拂下げます數量をその當該府縣の林業會、林業組合に知らせまして、そしてその分配は林業會の意向を十分參照いたしまして、契約は個人と營業者と契約するということにいたしていただくものであります。なお今の斫伐組合のお話もありましたが、斫伐組合のありますのは全般的にはなく、たゞいまのところ大阪營業局と高知の營業局につくつておるのであります。この斫伐組合は拂下げだけでなく、造林あるいは土木の事業というやうな、事業方面の營業をもいたしておる組合であります。拂下げもこの組合だけに

拂下げるといふことはいたさないやうにしておるのであります。拂下げはできるだけ公平に分配されるやうに、今の林産組合、林業會方面とよく連絡をとつて、拂下げていくことを考へております。なお立木も大體それに準じた拂下げ方針をとるのであります。とにかく立木を拂下げる人は、實際實行力のある、木材は今需給が逼迫しておりますので、この逼迫した需給をできるだけ緩和するだけの力のあるやうな人に拂い下げる方針をとつておるのであります。今度新たにできます日本林業會にこれらのことを斡旋させるといふやうな話は、私初耳でありまして、そういうことは考へておりません。その點併せて申し上げておきます。

○大谷委員 次に氏原一郎君。

○氏原委員 まず第一に國有財産法に關連をいたしまして一、二伺ひたいしたいと存じます。それ以外に本委員會に付託されておりますところの特別會計に關する法案と豫算案との關係について大藏當局に一言伺ひたいと思ひます。衆議院は既に明年度の豫算案を決定いたしました。ところがこれらの豫算の裏づけとなるべき法案が、この委員會のみならず、幾多の委員會に付託されて、今審議をなしてあるものであります。本委員會に付託されております國有林野事業特別會計法案ないしは労働者災害補償特別會計法案のごときは、これは當然豫算案と並行して議會の審議を求むべきものではなかつたかと思ひます。従ひまして、豫算案がかりに議會を通過するということになりまして、もしこれらの特別會計案

が議會において審議未了になりますならば、自然的にその豫算案が成立しない、こういう結果になるのではないかと、このことを私も考えるのでありますが、この點について大藏當局の御見解を伺いたい。

(委員長退席、小笠委員長代理着席)

○石原政府委員 たゞいまの豫算と今こゝで御審議を願つております特別會計法案との關係につきましてお答えを申し上げます。先に御審議を願ひました昭和二十二年の一般會計並びに特別會計の豫算案は、今こゝに御審議を願つております特別會計法案あるいはその改正法案の趣旨に従ひましてできしておりますことは今お尋ねの通りであります。であれば少くとも同時に提出をしなければならぬではないかというお尋ねであります。それも性質上そういうわけに相なるものであると存じております。それで事務當局としてはしましては、少くともこれらの法律案、改正案が先ごろ提出されました特別會計の豫算と同時に提出をいたすように非常な努力をいたしたのでありますが、現在法律及び豫算につきましてはいろいろの御承知のような事情がございます。いたしましたので、われわれの努力にもかかわらず、若干期日が遅れまして、そのために今御指摘のような事態が生じたわけでありまして。その點はなほだ事務當局として遺憾に存じております。この法案が提出せられ、それが議決をせられた曉において兩者が合體してあるわけでありまして、最後にお尋ねのございました、この法案が通らなくて豫算だけが通ればどういふこ

とに相なるかという點でございますが、それは非常に困難な事態ができるというところは申し上げられます。もちろん個々の場合におきましていろいろ違ひが出てまいるのでありますが、大體におきまして非常な困難な事態になると思つております。

○氏原委員 重ねてお尋ねいたします。最後の御答辭の點であります。例を國有林野事業特別會計にとりまして。農林省の一般會計豫算には私有林に關する助成指導の經費を組んでおりますが、國有林野八百萬町歩に對する經費はすべて特別會計で處理しております。この法案をもも衆議院なり貴族院が審議未了にいたしましたすとしますと、具體的に言うならば、一應豫算だけが切離してかりに審議が終つても、これが審議ができなかつた場合には、明年度の國有林野管理經營に關する經費の支出は、特別會計の法律が成立しないがために事實上は運用できない、こういうことに相なることになるのであります。これを具體的な問題として御答辭願ひたいと思ひます。

○石原政府委員 たゞいま御指摘になりました森林特別會計のごときも――私先ほど全體の法律案について申し上げたのであります。森林特別會計のごとき新設の特別會計法につきましては御指摘のような事態があります。

○氏原委員 それならば大藏當局に特に私は繰返してお尋ねしなければなりません。先刻來特別の事情があらうとおつしやいしましたが、それはおそろく連合軍總司令部のことだと存じます。しかし、いやしくも政府が豫算案を編成しまして、そうしてそれが總司

令部のオーダーを買えたというやうな場合に新設の特別會計等については當然その豫算案と並行してその案を出して、そうして同時にオーダーという行き方にならなければならぬのであります。何かこの國有林野特別會計法のごときについては、豫算は認め

てくれたけれども、法律には何かひつかかる所があつたというやうなことで、特にこれは遅れたのであります。それとも、連合軍の方の許可の問題でなしに、たゞ事務當局としての法案の整理その他のためにこれが遅れたのであります。この問題はちよつと重要であります。もう一回伺ひたい。

○石原政府委員 私からお答えを申し上げます。それは適當であるかどうか存じませんが、一應私が法規を擔當いたしました立案をいたしました者として御答辭を申し上げます。たゞいま御指摘になりましたように、一應新しい特別會計の額で豫算を組み、それを一應折衝を経まして出したのであります。それは當然新しい特別會計の設置を豫想してゐるということは申すまでもないことではあります。しかしながら、法規の關係におきまして、こゝに現在御審議を願つておりますやうな案を得るまでには若干の期日を要したのであります。それが、それに附加して申し上げておきたいことは、別途審議を願つておりまする財政法案、あるいは會計法の改正法案、それから前にこの委員會で済みました鐵道、通信の料金特別會計法案、それから今こゝに併託になつておりますところの關係法律案、こういうものをたくさん同時に本議會に提出いたしておるわけでありまして。従ひまして、案全體を通じて向う側との

折衝をいたしておりますので、時期の若干の食違ひが生じまして、法規の全體の形におきましてこれでよろしいというところに相なりますまでは必ずしも豫算と正確に同時期にまいりかねたという状況を御對酌を願ひます。

○氏原委員 それではまあその問題はその程度にいたしました。國有財産法に關連をしてお尋ねいたしたいと思ひます。第一にお尋ねいたしたい點は、現行法の第三條に「國有財産ニ關する總轄事務ハ大藏大臣之ヲ管理スヘシ」とあります。改正法によりまして「大藏大臣各省各廳ノ長ノ行フ國有財産ノ管理及處分ニ付其ノ適正ヲ期スルヲ總轄スヘシ」といふやうになつております。お尋ねは現行法第三條が改正法の第三條ノ四に實質において變つたものだと思はれるものであります。その場合におきまして、現實的に申しますならば、現行法の第三條に明示せられておりましたところの大藏大臣の總轄事務の管理といふことと、改正法の第三條ノ四に掲げられておる「大藏大臣各省各廳ノ長ノ行フ國有財産ノ管理及處分ニ付其ノ適正ヲ期スルヲ總轄スヘシ」といふこのこととの間には、從來の大藏省の權限についてなんらの變更がないものですか。それともなんらかの變更があるべきことをお考えになつておりますか。この點お伺ひしたいと思ひます。

ますので、その内容を明らかにしたいという考えをもちまして、第三條の四というふうな書替へしたのであります。しかしその内容につきましては、従前とまったく同一であるかという點につきましては、若干違ひのであります。從來總轄事務として大藏大臣のもつておりました權限は、詳しくは國有財産法施行令という勅令をもちまして書いてあるのでございますが、どちらかと申しますと、この管理換をするとかいふ受身の立場において適正を期しようとしたのであります。しかしそれだけではどうも總轄することが萬全を期し得ないという考えをもちまして、この第三條の四の第二項にござります。やうに、大藏大臣が必要と認めました場合には、各省各廳の長に對しまして、その管理に屬しまする國有財産に關するその狀況の報告を求めるとか、あるいは實地監査を行うとか、あるいは閣議の決定を経まして、用途の變更もしくは目的の廢止または管理換その他必要な措置を求めるとかできると、積極的に大藏大臣が必要と認めます場合には、國有財産の管理運用の萬全を期するのために、こういうことができるというふうになつた點が違ひでござります。

○氏原委員 しかればこの國有財産法施行令にありまところの管理換に關する規定等は、當然この法律改正と同時に、やはりあの施行令も全面的に改正をせられるべきものだということをお尋ねしてよろしいのであります。か。

○加藤政府委員 現在の施行令の中には、この改正になつた新法におきましても、そのまゝ殘しておいて差支えな

いものも多数ございますし、それから今まで施行令で規定してございました事柄が、今度の改正法によりまして、法律の中に移つてきたものもございまして、そういふものにつきましては當然にその施行令を除きまして、法律の方でやつていくというようにすることに相なります。

○氏原委員 次に現行法第十三條削除について伺いたいのでありますが、隣接地の所有者が國の行いますところの境界査定等に對して不服のある場合に訴訟をするという規定を削除せられたのでありますが、この點はどういう理由によつて削除せられたのでありますか。先ほどの政務次官の御説明にもその點はございませんで伺いたい。同時に第二十一條、二十二條、二十三條が削除せられましたが、これまた難種財産については、土地の開拓または水面の埋立もしくは干拓をなす場合に、事業の成功を條件としてその財産の賣却、譲與または貸付ができるといふような規定がございします。その規定を全部削除せられたのでありますが、その理由をひとつ伺いたいのではありません。

○加藤政府委員 第十三條を削除いたしましたのは、この林地の所有者がその境界査定に對して不服があるというやうな場合には、從來は訴訟と行政訴訟といつたやうな、まったく行政的な裁判で定めるといふだけでございしましたが、どうもそれでは殊に行政裁判所というやうなものも今後なくなつてまいりますし、こゝういふ場合の土地の境界査定についての不服というやうなものは、むしろ一般の民事訴訟と申しましようか、裁判所において訴訟

をしてはつきりさせるということが適當であらうと思ひまして削つた次第であります。それからこの干拓、開墾といつたやうな場合の豫約の規定を廢止いたしましたのは、國有財産法制定以來この規定によりまして豫約をいたしましたことはほとんどないのであります。殊に最近に至りましては、農林省に於いて緊急開拓というやうな國營で開墾をして、これを自作農に分譲するといふやうな建前でありますので、あまり民間事業として大規模なものは考えられないのであります。従ひましてますますそういう事情が必要でなくなつてまいりますし、もしもそういう必要がございします場合には、國有財産法というよりも、別途さういふ開墾あるいは干拓といつたやうな特別の法律の中に含めて規定した方がよからうと考えまして、削除した次第であります。

○氏原委員 厚生省の方はお見えになつていらつしやいませうか。おいでにならなければよろしうございします。それでは國有林野事業特別會計法案に關連をいたしまして伺ひたいのであります。第一は、この法案は畫期的な林政の改革でございします。私も多年主張いたしておりましたところの國有林及び御料林を統一した北海道の國有林をも統合いたしました。農林省が一本でこれを管理經營するといふ點から、まことに私ども

もとしてはこの特別會計の設置について賛意を表するものでございしますが、しかしかくの如き重要な林政の行わんとする場合において、政府はこの林政の改革統一という大きな問題を、何故に林政調査會に付せずして、政府が一方的におやりになつたのであります。この問題が起りましたときに、既に林政調査會はできておつたはずであります。一回たりともこの林政調査會の議に付せずして、一方的におやりになりましたことについての何か特別の理由がございしますか、これを伺ひたい。

○中尾政府委員 たゞいまお尋ねの點につきましては、本日は第一回の林政調査會を催しまして、その席上でもお話ししたいことであります。實はお話の通りに、森林政策といつたしまして重要問題でありますから、當然林政調査會に提案いたしまして、その議を経ていくのが至當だと考えたのであります。御承知の通り大體閣議で豫算措置として決定いたしましたのが、既に一月の初めでありましたのと、

○氏原委員 政府はいわゆる民主主義の事態に即應するためには、委員等をおつくりになります。私はできるならこれら委員會が單なる有名無實のものでなくて、ほんとうの政府に對する協力機關として有効に動くやうであります。今後はかような機構の大きな改正を行う場合には、大いに調査會等の意見を聴いて、その上でおやりを願ひたいと思ひます。昨年の臨時議會等でこの問題が取上げられておつたといつても、それは議會の内部の問題であつて、林政調査會の委員は議會人のみでできておるのではありますまい。こゝういふ點について今後政府當局は十分にお考えを願ひたいと思ひます。

次に林政機構の改革と統一の問題についてお尋ねしたいのであります。わが國の森林は御承知の通り全面積の六割を占めておつて、これが管理經營は國土計畫はもちろん、全産業、國民生活の全般にわたつて非常に深い關係をもつておる。しかもこの森林が氣候、風土の關係上その資源の育成に適當であらうといふやうな事柄から考えまして、私どもは從來わが國の森林が十二分にその效率を發揮しえなかつたものは、およそ林政の不統一にその大きな原因があつたのではないかと思ひます。今回二千三百五十七萬町歩の全森林面積のうち八百萬町歩までが、政府が一本の特別會計で管理經營をするといふことに相なりましたことは、今後わが國林政の上において非常に大きな力になると信じます。この際、一步進んで次に私が申し上げるやうな林政機構の改革について具體的に

えになる御意思はないか。また既にこの問題について何とか御研究が進められておるかといふことを伺ひたいのであります。

第一は農林省の一局に過ぎませんところの現在の山林局を廢止して、少くとも内閣直屬の森林廳もしくは森林院といつた大きな機關をつくらせて、現在の山林局、帝室林野局及び内務省に一部所管されております林政の一切を所管するところの大きな機關をつくる御意思はないか。

第二には營林局、帝室林野局の支部あるいは地方木炭事務所ないしは地方廳の林業關係の所管を統合いたしまして、都道府縣に地方林野局あるいは地方山林局といつた制度の組織をつくらして、これによつて國有林、公有林、私有林一切を統合した林政を行つていく機關とする御意思はないか。

第三には營林局、帝室林野局の出張所あるいは都道府縣の林業物検査所、ないしは地方事務所の林業課等を統合いたしまして、地方森林局の下部組織として、一切の林業經營及び指導の仕事をしていく。こゝういふことを考えます。すなわちこの三つを總合いたしますならば、要するに今回の林政改革によつて宮内省及び内務省へ所管いたしておりました御料林並びに北海道國有林が一應農林省の所管に統一されましたことは結構であります。しかし、森林行政の本質から論じますならば、少くともこの機會に、一千三百五十七萬町歩の中の約三分の一強の國有林野を特別會計で經營ができるやうになり、對する指導助成というやうなことをもともに一つの會計の中において適切

に實行するところまでお進めになる御意思はないか、この問題であります。

○中尾政府委員 國有林を管轄いたす機構の問題であります。中央機構といたしましては、いま内閣の直屬として森林委員會をつくる意思はないかというふうな御尋ねであります。この點につきましては、いろいろ私どもの方でも研究をいたしたのであります。が、實は現在の山林局を外局としたしまして、林野局というものを農林省の外局としてつくつて管理していくことにいたす大體話し合ひが進みつつあるのであります。實はお話の通り、森林院のことも考えないではありませんが、いろいろの都合でその點まではいかなかつたのであります。これらの點はいづれたいまお話しになりました國有林、民有林と合わせた行政機構を考えたらというふうな御話も承つたのであります。それらのことにつきましてもいろいろと研究はいたしております。もしそういうふうな全森林を一つの行政機構の下において行政するようになつた場合には、當然今の森林院等も考えられると思うのであります。たゞいまのところでは大體の關係筋との打合せでは農林省の外局といたしまして發進することになつておるのであります。

は重大問題でもありますし、さらに慎重に研究いたしましてこの點を決定いたしていきたいと考えております。

なお第三番目の下部機構の營林署等の併合につきましても同じく考えておりますが、とにかく今日御料林及び北海道廳の國有林が農林省所管になりまして、ためにそのおの／＼の所屬下にありました營林署あるいは擔當區の區域の併合等につきましても當然これはやらなければならぬが、民有林との關係につきましても先刻も申しましたように、今後慎重研究いたして、善處して行きたいと考えております。

○氏原委員 次に森林所有形態の問題について農林當局の御意見を伺つておきたいと思ひます。日本の産業の民主化を促進するために特に封建的のあらゆる制度が濃厚に残つておりましたところの農地制度については、これを打破しなければならぬという建前の上立つて第一次、第二次の農地改革が行われました。なお不徹底ではございますが、この計畫によりまして産業の民主化の線に沿つて進行中であるやうであります。ところがこの森林の所有形態につきましても私は同様にこの際農地改革に準じて林野に對するところのいわゆる所有形態の變革をやらなければならぬ時期ではないかと考えるのであります。殊に戦争中の過伐、濫伐が日本の森林の荒廢を來しておる。そうしてまたそれ以前においてわが國の私有林というものはわづか十年ばかりの間にいわゆる一人當りの所有面積というものはだん／＼と大きなところへ集中されて、小面積の所有者の株はだん／＼減つていくというやうな實情にございます。それと何と申しまする

か、林地はだん／＼と大所有者に集められてしまふというやうな傾向が過去十年くらい統計によりますと明かになつております。こういう場合におきまして私どもは森林を無制限に個人と、過伐、濫伐によつて荒廢をいたしたものが國の森林をますます荒廢をさせる恐れがある。と申しました。山林局長のお話にありましたように、わが國の森林面積は今回の敗戦によりまして随分廣い面積を失いましたのみならず、同時に莫大な蓄積を失つております。間日本の木材事業というものは實際の生産をすつと上廻つてくるのではないかということが考えられる。となれば、さういふことが戦争中は協力するために過伐、濫伐を強行したが、今度はこの森林がいわゆる營利經濟、自由經濟の目的物、對象物として考えられるといふことになりまふといふもの、日本のいわゆる森林行政といふものの本筋を押えるよりも前に、その林地の所有者の營利のために再び今度は過伐濫伐あるいは幼齡林の伐採といふやうなことが繰返されるのではないかと、さういふことも考えられるのであります。この意味合において、私は今日こそ農地改革の精神に準じて林地に對する所有形態の變革を考えなければならぬ時と思ひます。具體的に申しますならば、林地は一應これを國家で買取り、さうしてその買取りました森林林野の中で、その森林の所在いたします地元の人民の薪炭用、あるいは肥料用といったやうなものを確保いたしますためには、一世帯につき、北海道についてはいくばくにする、

内地についてはいくばくというやうな限度を定めて、それらの森林を部落ごとに共有林野としてこれを拂下げをする。これが管理經營は地もとにおきまするところの林政機關の監督のもとに、部落林野委員會とか、あるいはまた市町村の森林組合等にこれを管理させる。さういふやうな思い切つた林野制度に關する、林野の所有形態に關する變革を考慮しなければならぬ時期は、今ではないかと考えられるのであります。が、そのことを申し上げまふことは、農林當局がもちろん御承知でありましようが、最近三千萬トンの石炭を確保しなければ日本經濟の再建がないといふ建前の上立つて、枕木の他の生産が非常に急がれておりますにもかゝりませぬ、この枕木の生産がまことに成績が上らないといふところから、民有林の枕木生産のために、私有林に對する國家管理による強制伐採という要求すらも、これは有力な石炭増産協力會の方から既に具體的に取上げられて、政府に對してこの點で相談があつたことと存じておるのであります。が、さういふ工合でございまして、今日こそこの無制限に許されておりますところの、林野に對する所有を制限いたしまして、これを公衆的な森林の目的に副い得るやうな一つの形態をつくるべきではないかといふふうなことを考へておるのであります。しかもこれは今回の國有林野特別會計の設置とともに、眞剣に考へて具體化する必要がある問題ではないかと私たちは愚考する次第であります。この點に對する政府の御意見を伺いたいと思ひます。

○中尾政府委員 お答えいたします。先刻もちよつと觸れたのであります。が、戦後における森林の現状、また最近における木材需給の現状等から考へまして八千萬同胞の民生を安定いたしますためには、どうしても林地の生産力を最高度に發揮しなければならぬといふことを申し上げたのであります。が、たゞいまもお話がありました通り、現在需要は非常に膨大なものがあつて、供給は伴わない。むしろいまの戦災家屋の復興その他重要用途材の需要等を考えますと、需要に及ばないことはなほだしいやうな供給の状況であります。さういふやうな點が考えまふと、森林行政にはこの際思ひきつた手段を講ずる必要があるやうに思つてあります。この問題につきましてもいろいろと研究はいたしておりますが、しかしまだその成案を得るまでにいたつておりませぬ、特にたゞいまお話しした所有形態の變革といふことまではまだ政府としては考へておりませぬ。しかしいろいろ御意見の點もありません。し、今後ともこれらの點については慎重に考究をして對策を立てていきたいと考えております。なお今枕木のお話もあつたのであります。三千萬トンの石炭の確保のために約一千二百萬石のうち石炭については九百萬石の枕木を必要とするのであります。この生産力につきましても、私等としてあらゆる努力を拂つておるのであります。いまの立木の賣買状況なりその他から推しまして一面の不安もありまふので、この際國家管理とまではいきませんけれども、臨時物資需給調整法に基きました生産命令といふか、強制伐材についたたゞいま考究しております。これも枕木生産のために十分研究して善處いたしたいと考えております。

す。

○氏原委員 次に緊急植栽計画の樹立について伺いたいと思います。先刻來小笹委員も申されておりましたように、我が國の森林が國有、御料、公有、私有を問はず、戰爭中濫伐過伐によりまして荒廢をいたしておりますことは政府ももちろん御承知のことだろと思ひます。この現状をこのまゝで捨ておきますと、私は前段にも申し上げました通りまことに由々しき一大事が發生することを豫想いたしました、まことに心を塞くものであります。この際政府においては、いづゆる緊急植栽計画を立てまして、特に水力發電の水源地區及び灌漑用水の水源地區一帯にわたります、その所有者が何人であらうという事を問わないで、國において總合的な緊急植栽計画を立てて、これら地區の無立木地、伐採跡地を少くとも五箇年以内に解消するといふ御計畫を立て、實現をはかる御意思はないか。

第二はこれに關連をして荒廢林地の復舊であります。荒廢林地の復舊の經費については、從來大體國は地方廳に對する補助をもつてやつておりましたが、私はこの緊急植栽計画を立てて、一面において無立木地並びに伐採跡地の解消をすると同時に、荒廢林地の復舊といふことはすべて國家が補助をしてやるといふようなまゐるいやり方では絶対に成績が上らない。少くともこの際國費をもつてこの全國的な荒廢林地復舊事業といふものを行ひまして、林地の荒廢を防止するとともに、森林生産の實をあげ得るようになければならぬと思ひます。が、この點についての御意見を伺いた

いと思ひます。

それから同時に、從來すべて造林事業といふものが、常に大體におきまして針葉樹造林といふことに重きをおかれまして、けやき、くりにくるみ、かなら、といったようないいわるい優良薪炭資源、あるいは家具用材資源といふたようなもの、確保をはかることの關葉樹造林といふものが常におろそかにせられておつた傾きがないのか、ありませんが、私は今後が國におきましても、この關葉樹造林といふものをもつと科學的に研究をして、この方面へ力を入れなければ、むしろ今後の薪炭資源、家具用材資源といふやうな點において非常に困る時期が来るでやないかといふやうな事を考えますが、この點について御意見を伺いた

それから厚生省の政府委員がお急ぎのようでありますから、簡單でございすから一つ伺つておきたいと思ひます。勞働者災害保險特別會計に關連をいたしてございすますが、別の委員會でたゞいま審議をせられておりますところの勞働者災害保險に關して、いろいろ既にこれらの問題が觸れておることも存じますけれども、大體この勞災といふものは政府は何等の負擔をしない。その政府が何等の負擔をしないという理由は、勞務者に對して負擔をさせないから政府も負擔しないといふのである。ところで勞務者に負擔をさせない、政府が負擔をしないといふことのために、從來この勞働者災害保險といふものは、實際においてその對象となつて救済をされなければならぬ勞働者の救済といふ仕事が行われていないのであります。すなわちもつとか

みくだいて申しますならば、せつかく勞働者災害保險という制度がありますけれども、從來土建業者等は、この保險に對して政府が納むべきところの保險金を納めるといふやうなこともしなければ、同時に事故が起りましたよな場合でも、ほとんどこれに對しては僅かの見舞金といつたやうなことで問題を片付けてしまひまして、せつかくの政府の親心はそれほど徹底してはなかつた。今回の勞働基準法の制定と同時に、これらの事柄も非常に重要にとり上げられてまいりますことでございまして、私はこの際少くともこの勞働者災害補償保險といふものにつきましても、ある程度の勞務者の負擔を要求すると同時に、政府もまたこの保險に對して相當の負擔をいたしまして、あるいは健康保險その他の今日の社會保險と同様の立場において、勤勞階級に對するところの災害補償の實をあげるということが考えられなければならぬと思ひます。これは一例でありまゝするけれども、戰爭中中等學校の生徒が學徒動員で仕事に出ました。ある者はいわゆる土建もしくは林業等の屋外作業に従事いたしました。ある者はそれが工場労働者と同様に工場に働いた。こういうやうな場合において、一方は健康保險法等によりまして、業務上の災害に對する以外のいわゆる保險給付を受けることができません。給付以外は何等の給付を受けることができなかった。これは朝鮮からまいつておりました徴用工等にもこういう實例がございましたことは厚生省でも御承知の筈でございますが、こういうやうなことで、私どもこの際勞働基準

法の精神に基いて、かような法律が特別會計を設置されるというやうな機會において、この根本についてよほど考へてみる必要があるのではないかと。勞務者にもある程度の負擔をさせると同時に、これは單なる土建、林業であるゆえをもつて業務上の災害に對する保險給付のみでなく、健康保險法によるものと同時に取扱ひをすべきもの、そして勞務者に對して保險金の負擔をさせると同時に政府もまたこれに對して相當の負擔をしていくべきである、こういう根本的問題についての御意見を伺いたしたいと思います。

それから保險局長さんから御回答がいたゞけるかどうかはわかりませんが、これは國民健康保險が御承知のごとく全面的にいづゆる潰れるかどうかといふ關頭に立つております。おそらく私は全國的にこの傾向は顯著であらうと思ひます。従ひましてこの際國民健康保險といふものに對する根本的な考え方をどうこうするといふことに觸れるのではございせんが、たゞ現實の問題として國民健康保險組合等に使われれております全國數千の保健婦の問題であります。これらの人々がいわゆる失業の一步手前にある、全然熱意をもつて仕事をしようといふことも考えられせん。ところで政府は、新憲法は第二十五條におきまして國民に對するところの公衆衛生のあらゆる施設等についての責任を國家は負うておる、そういうやうな場合においてこの公衆衛生の第一線の一部隊として働かなければならぬこの保健婦が、國民健康保險といふものゝ、それ自體の今日の狀態では事實において仕事ができないといふやうなまことに憂へべき狀態

であります。が、これらの問題について政府當局は何等かの對策をおもちであるかどうかといふことを一つこの機會に伺いたしたいと思います。

○中尾政府委員 お答えいたします。第一の問題の緊急植栽の問題であります。この造林の問題の重要性につきましては、いまさら申し上げるまでもないのであります。政府におきましては、これは國土保安の上から申しまして、また森林資源の造成の上から申しまして、速急實施を要する問題でありますので、前の議會においても申しました通りに、二十一年度から以降五年間に二百七十二萬町歩の造林計畫を樹立いたしまして、それに向つてたゞいま努力をいたしておるのであります。二十一年度の豫定は大體四十七萬町歩の豫定をいたしておつたのであります。が、昨年の十月までに大體八萬町歩の造林を終つております。十月以降におきまして殘面積を實行いたさなければならぬのであります。が、御承知の通り戰時中苗圃が食糧増産のために轉移されたといふやうな關係もありまして、苗木が非常に不足をいたしております。それと昨年の種子が非常に凶作であつた。この二つの點でこの造林事業の進捗上非常に憂慮をいたしておる次第であります。が、本年度の残り面積はできるだけ進捗をはかりたい、苗木におきましては二年生を利用し、あるいは挿木造林にするといふやうな點。また三番目にお述べになりました特殊樹種の造林、關葉樹の造林といふやうな點も特に考えまして、伐採跡地において既に實生あるいは萌芽であります有用關葉樹種等をできるだけ造林豫定地には残しまして、そして針

葉樹の植栽数ある程度縮小いたしまして造林面積の増大をはかりたい。そういう方法をもちましてできるだけの造林をいたしていきたいというふうにたいい考えて實行したいしております。しかしたいい見通ししたいしましては四十七萬町歩全部を完成することは非常に困難なのではないかと、うらに考えられますので、一層關係方面を奮勵しましてたいい努力をしております。二十二年度においても最初の豫定は大體五十六萬町歩程度を植栽する豫定をもちまして進んで来ておつたのでありますが、たいい申し上げましたように昨年の種子が非常に凶作であつた點が非常に打撃となりまして、この點來年度の植栽も五十六萬町歩全部の植栽を完遂することは非常に困難性があるのであります。大體四十萬町歩程度の植栽は可能ではないかというふうに考えまして、それに向つてこの春事業から來年度の二十二年度の事業といたしましては、まず第一に極力苗木の養成に全力を注ぐ、種子の不況でありましたその對策といたしましては、天然生の稚苗を移植するとか、あるいは挿木苗の増植をはかるというふうな點で、極力苗木の養成を急がなければならぬということ、この二十一年度の春事業並びに二十二年度の事業におきましては苗木の養成にまず全力を注ぐ、それから實際に大々的の造林にかゝるのは二十三年度から實際の造林事業にかゝつていこうというふうにたいい考えております。そういうふうに着々進めておるような次第であります。お説の通り水源涵養上必要などころは實行にあたりましては最優先的に實施する計畫であります。

それから第二番目の御質問の荒廢林地の復舊事業の點であります。これは事務當局の者としていたしましてはお説の通り全額國庫負擔でやつてもらいたい、またやるべきものだと思つて、關係當局方面にも折衝もいたしておつたのでありますが、現在の財政状態から鑑みまして容認せられるに至らなかつたのでありますけれども、さらにこの點につきましては今後關係方面と折衝努力をいたしたいと存するのであります。

なお三番目にお尋ねの潮葉樹の造林、これはたいい申し上げましたように必要なることは私も痛感いたしております。これは針葉樹の一般造林と同時に特殊樹種の増植につきましては一段と努力をしなければならぬと存じまして、これは二十一年度から、くり、けやき、かし、うるし等につきまして實施をする計畫をいたしております。

○石丸政府委員 氏原さんの御質問に對してお答え申し上げます。數日前まで知事をしておりまして、きわめて詳細なるお答えはできませんが、氏原氏と同じような相愛を私もかつて懷いておつたのであります。要點は事業主の負擔のみによる保險で従業員がはたして救われるや否や、こういう點にあると思つております。私は救われると、こういうふうに確信いたしております。と申しますのは、醫療給付にいたしまして、現金の給付にいたしまして、政府自體が保險についてはその責任者と相なつておるのであります。従いまして責任を負つておる政府自身がその責任を遂行しないということとは、保險に關する限り私はないと確信して

おります。そこで事業主だけが負擔して政府は少しも負擔をしない、また勞務者が負擔をしないというこの是非の問題が附隨してまいりますが、私はがうに考えます。勞働基準法の原則は事業上の災害に關しては事業主が負擔するといふ大原則をもつて一貫しておるのであります。その勞働基準法の大原則の裏づけをする勞働者災害補償保險法はその原則を踏襲せざるを得ない。また踏襲することが當然であると考えております。

第二點は業務上の災害についての責任を勞働者が負うということはありません。業務上の災害についての責任を勞働者自身が負うということは勞働基準法の原則に反する。勞働者の生活の向上、ひいては日本の再建、産業の興隆に決してよい効果は發揮し得ないであらうと考えるのであります。さらにまた最近における勞働者に対する一般の認識が向上されてまいりましたので、過去においてはさうなこともあつたかも知れませんが、將來において漸次事業主の方の認識も向上されてまいりますし、かた／＼各方面を彼此考慮いたしまして、私は事業主のみの負擔によるこの保險がうまくいかないであらうといふことはないと確信いたしますと同時に、遂行上におきまして御説のようない／＼な事情がありまして、欠陥のある點は逐次改めまして、できるだけ事業が圓滿にまいりますように事業主も勞働者も相携えて日本の産業再建のために貢獻できるように盡力したいと存じておる次第でございます。

第三點の健康保險に關係してあります。する保健婦の問題であります。保健婦の實體についてい／＼きわめて御同情のある御意見を伺ひまして私は衷心から感謝する次第であります。國民健康保險の問題が根本的にいかになるかといふことと密接な關係に立つておりますので、厚生省といたしましては重大なる問題の一つとしてたいい考慮いたしております。今直ちに具體的にお答え申し上げる段階に立つていないことをまことに遺憾に思ひますが、御意見の點を十分考慮いたしまして、なるべく早く何とかの方法を講じたいと存じておる次第でございます。以上をもちましてお答えをいたします。

○氏原委員 御着任早々の保險局長さんに申し上げてもむりなことであるかも知れませんが、局長さんは今業務上の災害に對する負擔を勞務者に負わせることは妥當でないとおつしやる。そうすれば健康保險、船員保險等の場合におきまして、業務上のいわゆる公務によるところの休業あるいは病氣といったようなものについても、その健康保險の保險料金は勞務者もこれを負擔しておる。そうして勞務者の負擔した保險料の中から公務によるところの保險給付が行われておる。こういうことになりましたと、政府委員の御答辭は健康保險の場合においても、かように業務上の保險給付と業務外の保險給付と二本建にしていかなければならぬという議論が起つてくる。私はそういう議論を政府委員とするのではなくて、一體この勞働基準法に基づいて勞働者災害保險といふものををつくるというところになるならば、なぜ業務上の分についても、業務外の分について

も同じく健康保險と同様に一部の負擔を政府もし、一部の負擔を勞務者にもさせて歩調を合わせるという方向にいかないのか。何がゆゑにこの分、土建及び林業關係のものだけは、別個に勞務者には負擔させない、その代り業務外の災害に對しては給付しないという差別扱いするのか、この問題と一應歩調を一つにしておいて、現在のごとく幾つかにわかれておる厚生年金保險であるとか何だとかいうような社會保險を統合して、もつと強力なものとつくり上げるという方向へ進むのが妥當ではないかといふ基本的な私の考え方です。この點に對する厚生省としての御意見を私は伺つておるわけでありすから、恐れ入りますがもう一回この點を御明確にお願いしたいと思ひます。

○石丸政府委員 最初の御質問の前段については、他の政府委員から例を上げて御説明申し上げたいと思ひます。後段につきましては、まったく私は御意見の通りに、同時に保險關係の諸機關におきましてはやはり御説のような點に達しておるのであります。な／＼これを具體化していくという段になりまして、各種の難點があるわけでありまして、たいいまいしきりにそういう方面の調査を進めてまいつておるのであります。いづれ成案を得ますれば御審議願ひたい、かように存じております。

○友納政府委員 前段の點でございますが、健康保險、厚生年金におきましても、業務上の災害に對する負擔は事業主になつておるわけでありす。業務上の災害の給付につきましては勞働者は負擔をしておらないということに

○氏原委員　たゞいまの私の最初の質問の、第二の國民健康保險組合の現状からいたします保健婦の問題についての御答辭でありますが、この點については公衆衛生局長さんがお見え下さつたようでありますから、この際折り返して一つ伺つておきたいと思ひます。おそらく公衆衛生局の方で御献立になつておられることかと存じますが、たゞいま相當長期の期間をもちまして、厚生省の方で、もちろんこれは前の厚生省時代の御計畫であるかどうか、あるいは研究所の御計畫であるか

において政府は保健婦事業の擴充といふことを考へて、どん／＼六箇月もの長い間優秀な保健婦を講習會で中央へ集めて訓練をやつておる。この間に思ひを盡したして私は矛盾を感じておるわけでありました。このことは私も矛盾を感じておるだけではない。全國の保健婦全體が矛盾を感じておる。一體どうなるのか非常な不安をもつてゐる。この際私はこれらの保健婦の今後のよりよいところについて、政府の持つてゐる方針を明確にしてもらいますことが、日本全體の保健婦に對する一つの指針を與へることになるうと思ひますので、特に公衆衛生局長さんから、この問題について御意見を伺いたたい。

○三木行政府委員　たゞいま保健婦組合の問題について、委員／＼と失業者等も出てくるというような状態であるものが、それに對して政府の方針はどうかかかるといふ御質問であります。が、たゞいま御指摘になりましたように、ある場合には國民健康保險組合の業務が不振であるといふような點その他から、若干の失業する保健婦が出ることは私も承知しております。この點につきましては保險局とも緊密に連絡いたしましたので、今日の國民健康保險組合というものがあるといふわけではないののことであります。私もその立直りが、苦干できますとともに、この保健婦がますます仕事ができるようにといふことを期待してゐる次第であります。なお農業會その他の施設におきまして、この保健婦が十分に働きますようにに連絡をいたしておる次第であります。殊に私にいたしましては、現在保健婦組合の總數は約一萬五千であります。が、保健所並びに府縣等に勤務いたしておる

ものは概ね五千でありまして、大部分は農業會及び國民健康保險組合でありますので、その點につきましてはぜひともこれらの所定の保健婦がその所屬が異つておつても、十分に緊密な連絡をとつて働けるように、失業等がないようなところで連絡を密にいたしたいとおるわけがあります。私どももいたしておるわけでは、決して府縣等の公共團體が保健婦事業の經營主體でなければならぬといふことは考えておられない次第であります。よく連絡していきたいと考えております次第であります。

○氏原委員　厚生省の方への質問はこれで終りであります。

それでは引續いて農林省關係の政府委員の方にお尋ねしたいと思ひます。森林生産物の輸送の問題であります。御承知のとく今日かくのごとく森林生産物の需要が高まつておりますにもかゝらず、その供給が必ずしも需要に伴わないといふことについて、幾多の理由がございまいしうが、なかんずく私は輸送という問題が非常に大きな隘路になつておることを認めざるをえないのであります。従いまして政府は少くとも戰災住宅の復興のために、あるいは近く決定をするでありますところの木材生産のためのないしは現下何よりも先に要求せられております石炭資材としての坑木の生産等のために、この生産を計畫の通りにいかさないまでも、なるべくその生産力を高めたいといふことのためには、林産物の輸送力をもつと思ひ切つて擴充すると同時に、その機能の發揮のために努力しないでならないのではないかと考へるのであります。先刻小笹委員長から

以ちお話がありました。は、もはや輸送に便利な里山といったものはほとんど伐り盡されておりました。今日ではいわず奥山にのみ餘地が残つておるようなわけでありましたので、次に申しします五つの事項について政府の見解を明らかにしたいと思ひます。

第一は國有林を問わず、私有林を問わず大森林地帯と驛もしくは工場といふたものを連絡する森林鐵道の敷設について急速に調査を進めるべきではないかという問題であります。

第二は總合的な計畫によりまして、相當長期繼續作業の可能であります。森林團地と驛、土場等を連絡する森林軌道網を完成すべきではないか。總合的計畫と申しますのは、たと單に國有林だけを計畫の對象とするのではなくて、所有者のいかんを問わず相當長期の繼續作業ができれば、森林團地と驛、土場との連絡のために森林軌道網を完成すべきではないか。

第三は現在の林道の幅員を少くともトラックの運行しうる程度に擴張いたしまして、同時に區間を奥地林に延長して、從來牛馬車、荷車、リヤカー程度の利用に止まつておりました林道の輸送力を擴充するという方向を定むべきではないか。

第四は國道、府縣道等の新設あるいは改良工事等と林道網との關連性をもつと重要に考へて、内務省の計畫あるいは地方の都道府縣の計畫する國道もしくは都道府縣道の新設ないしは改良計畫と、農林省のやりますところの林道の計畫とをもつと結び付けていくことが非常に急ぐ問題ではないかと考えるのであります。この點についての

御意見を伺いたいと思います。

○中尾政府委員 たいい、輸送力増強のための林道の新設等についての御意見はごもっともと存じます。またたく御同感でございますが、第一の問題は森林鐵道の敷設の件であります。これはお述べになりました通りに大森林とそれから今の驛附近の工場との間に森林鐵道を敷設することの必要なことは今さら申し上げるまでもないのであります。政府といたしましてはこの點は十分考慮をいたしております。また國有林につきましてはたいい、二十二年度におきましても敷設の計畫をいたしてあるのであります。さらにこれは國有、民有を問わず、必要なところにおきましては敷設するといふことに今後十分考へていきたいと思ひますが、さしあたり困難なのは軌條の入手であります。軌條の入手が非常に困難なために、森林鐵道あるいはその二番目にお述べになりました軌道を敷設することは非常に困難であります。國有林の方におきましては從來使用しております簡所の利用度が非常に薄くなつたような箇所もありますので、それらを總合的に利用いたしまして、最も重要なところに敷設替えをするに現在計畫をいたして實行を進めておるような次第であります。なお車道の幅員を増す、あるいは牛馬道の幅員を増してトラックを通ずるようによつてという御意見であります。まことにごもっともと存じます。この輸送力の増強につきましては今のトラック道に擴充改修いたす點につきましても十分考慮をいたしたいと考へております。なお最後に述べになりました國道と府縣道との關連性についてで

ありますが、この點につきましてはお説の通り、内務省の關係當局とも十分連絡をとりまします。もちろんであります。さらに大事なことは、その實施につきましては當該府縣の係りと十分緊密なる連絡をと、なければならぬと思ひます。従来、この點は特に私といたしましてはやかましくいつて連絡をとらしてあるのでありますが、まだ十分なところもあるかも知れませんので、この點は特に今後注意をいたしまして調通をとることにいたしたいと存じます。

○氏原委員 次に現下の實情に即しまして森林生産物の需給調整の方策について政府の御所見を伺いたい。時間がありませんからその要點だけを申し上げますが、そのつもりでお願いいたします。

第一が森林生産物は用材であると薪炭材であるとを問はず、所管官廳の總合的な研伐計畫に合致するように許可制をとるということについて御意見を伺いたい。繰返して申し上げますと、薪炭であるものと、用材であるものと、少くとも林地を森林所有者が伐採するといふ場合には民有林、國有林あるいは一切のものを通じましての總合的な研伐計畫に合致するように、ある水源地區において非常に濫伐にならないように、またそれが他の産業に及ぼす影響がないように、いろいろの總合的な研伐計畫に基づいて許可制をとる、しかも生産許可を受けるものは森林組合でありますとか、森林の所有者でありますとか、製材業者、薪炭、木材の業者でありますといふように、團體であらうと、個人であらうと、どん／＼總合研伐計畫に合致させれば許可す

る。こういうことを一つ現在の情勢から、暫くの間考へなければならぬのではないかと思ふのであります。この點はかん。

第二には生産許可によつて生産せられた生産物はこれまた所管官廳の總合計畫の範圍によつてその用途を指定する。生産許可を受けて森林を伐採した場合にそこに今日最も國家が要望するところの坑木があるとするならば、その生産物の中の何割かを坑木にまわすといふように、その生産許可を受けたものに對してはその用途を所管官廳に指定させる。

第三は所管官廳は生産業者でありますとか、あるいは移出業者、輸出ではございません。移出業者、その他の生産業者に對しまして、もちろんこれは薪炭も含むわけでありますが、生産物を地域外に移出をするとか、あるいは地元で消費するとかいふようにおきつぱに分けましたものを、切符制で直接需要者に配給業者の組合または個人がそのまゝ配給する。今のようによれ林業會だの、林産組合だの、やれなんだのといふような／＼な、日本地木は消えてしまつたけれども、日本地木に代つて同じように林産物を統制するやうな、あゝい／＼こい／＼ことななくて、生産物を地域外移出と地元消費とに分けておいて、直接移出業者に對しては生産者から切符をもつて行つて、そのまゝ移出のできるやうに、地元消費の配給業者等はそのまま生産業者から物が切符引換に受け取られるやうな、こゝういふ方向をとることとはどうか、第四番は貯木場であるとか、工場であるとか、山元倉庫の施設をもう少し眞剣に考へてやつて、そ

うして需要期と生産期の間における製品の調節機構を完備する。このことが少しわが國の林業においては手遅れになつてゐるのではないかと考へるのであります。これらの施設に對してはもう少し積極的に動く御意思はないか。次は山元における製材、木工といったやうな木材工業を奨励いたしまして、輸送力をもつと軽減すると同時に、今日日本の國民に對して要請されたいやうなものをこの方向において開いて行く必要はないか。その次は國有林の官行研伐事業製品であります。これらのものは原則的に戦災住宅の復興とか坑木とかあるいは坑木とか賠償施

設の撤去用材といったやうなふに、まずこれを優先的に確保する。今日政府は相當の値打のあるものを從來のいゝゆる慣習にとらわれて、結局國有林の林産組合であるとかいふやうな組合に拂下げをするといふと、それはまた再び木材業者等の手に渡つてやみ價格で横流しをするやうなおそれのある方向に向つて、これを流してあります。が、さういふことはもうこの機會に、林政統一の一步を踏み出しました國家が要求している戦災住宅の復興用とか坑木あるいは坑木、賠償撤去用の用材といふやうな方向にこれをまず確保するといふことを考へねばなる必要はないか。それから次は原木の買付けとか事業費等にあてるために、林業用費の範圍をもつと擴大して、林産組合とか業者の團體とかいふやうなもの外に、森林所在地における林業労働者の協同體、林業労働者の労働組合もしくはその協同體に對して資金等を融通

をする。そして今日やゝもすれば資金潤渴のためにやむを得ず、やみ取引とか横流し等をやつておられる者もないとも言へませんが、さういふものを防止する方向を政府がおとりになる必要がある、こゝういふ點について伺いたいと思ひます。

○中尾政府委員 第一の伐採の許可制であります。これはたいい、中央から生産命令を地方廳にやりますと、地方廳におきましては、大體用途別に森林組合連合會または傘下の森林組合、森林組合から個人の業者といふことにずつと傘下の方に下して行きました命令をいたしてゐるのであります。が、これもたいい、さういふ方針ではやつておりますけれども、御承知の通り森林組合も全部でまだ三、四割程度であつてはきていないといふやうな状況にあります。従ひましてこの研伐計畫といふものもきつちりしたものばできておりませんが、大體その方向に向つて進んでおるのであります。しかし御意見のあるところはごもっともと存じます。この點は許可制にするかどうかはもう少し研究したいと存じます。が、研伐計畫を計畫通りに實施するように、指導監督いたしていきたいと考へております。それから二番目の用途指定の點であります。これは大體現在國有林におきましては、立木を處分いたします際も、坑木適材ならば坑木適材と、一般用材といふやうに、用途を大體指示いたしまして、用途指定まではいきませんが、指示いたしまして、處分をいたしております。また製品は、これも大體用途を指示いたしまして、處分をいたしてゐるのであります。が、この用途指定の點につきま

しても、特に必要な坑木等につきましても、ある程度考えなければならぬ。かとも存じますので、これもさらに研究してみたいと思ひます。それから第三の移出業者は切符制で取引を簡単にしろという御意見でございますが、今回の木材の配給の方法、需給方式は大體切符制によることに相なつております。この切符制も今の消費者の切符、これは直接消費者に渡す切符であります。そのほか販賣業者に渡す切符がありまして、この販賣業者はこの切符をもちまして、生産地の業者と直接取引をし、また消費者の切符を持つております消費者は、販賣店にまいりますと、どこかの販賣店にいきまして現物に換へることができるような仕組みになつております。大體従来の相當や、こしかつた點はこれで解消すると思ひます。たゞこの切符制にいたしますと生産と實際の配給の問題はきつめて重要な問題になつてまいりますし、とにかく生産を確保いたしませんと、給配の圓滑を期したいような點もありまします。今後は生産に向つて努力をし、その生産のできました範囲内におきまして、大體切符を切るように指導していきたいと考えております。なお四番目の山元倉庫の施設の擴充、ごもつともでございます。この點につきましては、特に薪炭、木炭につきまして痛切に感ずるのであります。この擴充につきましては特段に考えていきたいと存じております。なお今の木材の貯本場の點であります。これも現在の輸送状況その他から考えまして、狭すぎるような箇所もあるかと思ひますが、この擴充につきましては實地の状況をみまして、できるだけ實地に即應

するような方法をとつていきたい。もちろん先刻からお話がありました通りに、従前の生産箇所と今後の生産の箇所、つまり里附近の便利なところを伐つておりました場合の貯本場の設置箇所と、奥山を伐ります場合の設置箇所というものでは、おのずから違つてくる箇所もありますので、それらの問題を十分ならみ合はせまして擴充に努力していきたくて考えております。また今の山元製材の點、あるいは山元における木工を獎勵せよという點であります。現在の小運送状況から考慮いたしますと、山奥におきましてある程度加工をいたしまして、運搬する容積をできるだけ減じていくことは最も必要と思ひますので、この點はできるだけ加工獎勵をいたしていきたいと考えております。

あるいは梱包用資材とか、あるいは復興建築用材というふうな、きつめて重要な用途の方に差向けるように努めていきたいと存じております。實は特別會計の方にも計上いたしてあるものであります。大消費地におきまして今の重要な用途の入荷状況、配給状況がきつめて悪いのに鑑みまして、この二十二年度におきましては、新伐製品の一部を大消費地まで國みずから運搬いたしまして、そうして今の重要用途方面に——これはもちろん建築用材といたしますと、復興院の方の建築許可證をもつたものに優先的に配給することに相なるのであります。配給をいたしまして、しかも價格におきまして、公定價格、あるいは特定價格によつて配給をいたしまして、現在やみ價格のみで動いておるような材料を幾分でも廓清していきたいというふうに考えております。また非常に木材が入手難で困つておられる今の戦災者等にも供給していただきたいというので、約二百五十萬石程度を東京、名古屋、大阪の三大消費地に運搬をいたしまして處分する計畫をいたしておるのであります。もちろんこの場合におきまして、生産地におきまして地元の生産事業、たとえば製材事業等には影響を及ぼしませんように、地元との生産事業との関連性は十分に考慮していくつもりであります。それから最後の林業の労働組合、あるいはまたその共同體に資金融通の途を講ずるようというお話であります。すが、この點につきましては今後十分研究をいたしてみたいと存じます。

〇氏原委員 次は樹苗の養成の問題であります。昨年の議會におきまして、政府委員は烈々たる確信をもつて、われわれに九億萬本の山引苗の確保を聲明せられております。ところが先刻來のお話を聞いてみると、種子の作柄が非常に悪かつたというので、本年の緊急造林計畫が計畫通りにいかないうことを言われております。さりとていたしますならば、一體昭和二十一年度の緊急造林計畫の中で、現在まで八萬町歩だけ實行せられて、もつともそれは十月までの実績のごとくであります。その後において非常に樹苗が足りないために、事業がうまくいかない、こういうと、昨年の議會の林業會法の審議の當時に、九億萬本の苗木を確保するという確信をお示しになりましたことは、一體その種子の作柄が悪いということとを全然豫想しないで、多分そういう結果、九億萬本の山引苗の確保は可能であろうというところから、われわれにお示しになつたのであります。それから昨年度の種子の作柄があまりよくないということについては、ある程度までお見込みを立てて九億萬という數字をお示しになつたのであります。その點について念のために伺つておきたい。同時に、私の乏しい知識経験をもちて考えますならば、少くとも五箇年間に、重要な水源地帯における無立木地、伐採跡地の解消のために政府が本腰を入れ、仕事をなさうとするならば、優良な山引苗十二億萬本というものを確保しなければ、とうてい現在の日本の森林荒廢を救うという仕事はできぬのじやないか、こういうふうに考えます。しかもどちらかと申しますと、現在の状態では農林生産物の價格が非常に高いのでありますから、もちろん米の供出價格といつたようなものは別であり

ますが、農林生産物全體にわたつて、野菜にしろ、その他の農林生産物の價格が非常に高いのでありますから、民間における樹苗の養成事業というものがあまり多くを期待し得ないというものがあつて、従ひまして私はこの十二億萬本の優良なる山引苗の大部分は、やはり國營樹苗養成事業といつたような方向でこゝしばらくは附うていくということとをなければ、結局山は青くないといふように考えるのであります。すが、この點についての御所見を伺います。

〇中尾政府委員 最初の二十一年度九億本の山引苗の點であります。これは實は昨年九億本あれば、二十一年度の四十七萬町歩の中の植栽が約三十萬町歩程度でありますから、間に合ふだらうといふことを申し上げたのであります。すが、この九億本と申しましたのは、大體あの當時電報照會で府縣からとりましたものであります。が、二年生、三年生で六億六千の苗木は現在あるではないか、大體あるような見透しもあります。その不足の三億本につきましては、幼苗の繰上げ植栽、あるいは山引苗の移植、あるいはその直挿し等で大體賄ふつもりでおります。たゞ後十一月一日現在でこれを精査いたしました結果は、二年生、三年生で約三億本の數字に相なつたのであります。本年度はこれにさらに、松などは一年生をある程度植栽する。それから特にこの不足の状況が見えましたので、今の山地自生苗の幼苗の移植、また直挿し、あるいは挿木苗の増加養成等につきまして、特に關係方面に指示いたしまして努力をいたさせているのでありますけれど

も、以上申しましたような事情でありまして、本年度はある程度補給ができていない箇所があるのでないかというふうにおそれおられます。しかしこれらもできるだけ努力はいたすつもりであります。

それからその次にお申し述べになりました二十二年以降、山田苗が、年間少くとも十二億萬本必要だ、それはごもつともであります。大體私どももそういうふうに考えております。この養成につきましましては、昨年の九十議會でも申し述べましたように、これはできるだけ種子の採取と、それから幼苗の養成は一つ國營をもつてやつていきたい、特に種子の方は優良種子を採取しなければならぬ關係もあります。で、これは大體國でやつていきたいというふうな考え方があります。それから今の幼苗の方もできるだけやうたい考えをもちまして、昨年議會後にすぐ營林局の部長會議を招集いたしました。協議いたしました結果、二十一年度に約三億本の一年生を養成する計畫を立てまして、目下實行いたしております。し、二十二年度はさらにこの本数を増加していく方法もとつております。これは年々増加していきまして、少くとも、一方民間養育の關係もありますので、これを全部というところはできないのであります。約六、七割は國の力で養成してやつていきたいと考えまして、たゞいま實行いたしておりますような次第であります。

○氏原委員 次は保安林制度の擴充と整備の問題でございますが、現行保安林制度というものは、はたして現實の事態と合致するかどうかということについては、局部的ではございますが、

相當識者の間に問題になつております。特にこの戦争のために荒廢した森林全體と、わが國産業との關係性を考へてみますと、たとえば水源涵養あるいは魚付、風致、砂防、類雪、航行目標等々の保安林というものは、現行區域をそのまゝ存置する必要がある所があれば、あるいは新しく編入いたしまして、この産業上の目的を達成するため、保安林制度を活用しなければならぬという議論が、相當全國的にやがましいのであります。この際政府は、この林政統一の機會において、現在の保安林の區域の變更、保安林の解除あるいは新編入等を斷行せられて、いわゆる森林によるところの産業保護に、完璧を期するというところについて、基本的調査を進められて、急速にこれを實現に移すというところについて私は伺いたいのでありまして、この點についての政府のお考えを承りたい。

次は民有林の施業案の編成でございます。この問題は私は日本の理事者にとつて一番重要な問題であり、急ぐ問題だと考えます。従来どうもその成績が上らない。おそらく現在の民有林に對する施業案編成に對する施業案を見てみますと、本年度の一般會計の豫算を見ても、政府は一千八百五十萬五千圓というものを、民有林施業案編成のために支出せられる御計畫でありまして、相當重要に考えられておることは一應うなすけるのでございます。これはいくら政府がこういふふうな補助を出しに申しまして、私は齒に布を着せずに申します。が、一體單に森林組合とか、あるいは森林組合聯合會とか、あるいは都道府

縣の林業關係の指導員は、施業案編成というところに對する何らの熱意がないのであります。だから政府がせつたく支出いたしますところの莫大の施業案編成に對する經費の補助のごときも、これは實際においてはその目的のために使われないで、よそに流れております。こういうことでもありまして、ならば、いつまで経ちまして、この民有林の施業案編成というところの仕事は終りますまい。この民有林の施業案編成が終りませんければ、いかに政府が農林省の外局と農林省の林野局をつくらせようとしても、北海道の國有林の管理經營が農林省に移つて、農林省の外局において統一されようとも、日本の總合的な林業計畫、林政というものは不可能である、というふうにおそれておる一人でもあります。この問題については少くとも政府は先ほど私が申しました通り林政機構の統一と強化をもう一段努力せられて、民有林に對するところの施業案のごときも、國みずからこれを立てるところまでいかなければ、絕對に効果ある目的を達し得るものではないと、こう考えるのであります。もう一つは國有林野所在地元町村、もしくは都道府縣に對する交付金の問題であります。地方制度調査會の意見だと承知しておりますが、大體國有林も、御料林も、この機會に一切を都道府縣の管理經營に任して、そして都道府縣の地方の財政が非常に窮乏してある場合であるから、これらの國有林の經營によるところの收益は、都道府縣にこれを與へべきであるというふうな意見も出ておつたやうであります。私も少くとも林業に關係

のあるものとしては、その意見には同感することができませんけれども、さうな議論が生まれてまいりますところの根本的な理由は、一、二あります。それは國有林をたくさん地元にもつておられます町村が、ほとんど課税の対象にならないし、そしてまたそれは、たゞ單に從來の地租とかいうような問題だけのものではないのです。森林の生産によつて得たところの収益に對する課税もできません。そういうわけで、國有林が村の面積の相當部分を占めておられるような町村が、非常に少くともこの際この國有林野の所在地元町村及び市町村、都道府縣に對する交付金というものは、餘ほど思い切つてこれを計上せられ、一面におきましては地元の森林管理に對する協力と、また一面におきましては國有林經營の大きな目的を達するところの、勞働の給源としての地元と提携していかう。こういうことにならなければならぬ。この地元に國有林に對する愛護の觀念をもつとたないことによつて、何百町歩の森林が、ほんの一瞬にして山火事のためになくなるといふことも考えられます。こういう點から、私は今後國有林野の所在地元都道府縣、及び市町村等に對する交付金は、今政府が許された制度の範圍において支出いたしておりますものよりも、もつと思ひ切つたものを地方の財源として、一應民有林の所在地、それから民有林がある場合に、その町村なり、その府縣に對して、財源として與えられる程度に近いもので、交付金として交付するものが妥當ではないか。こういうふうな考えがあるのであります。この問題について

の御意見を伺ひたい。それだけまず一應お伺ひしたいと思ひます。

○中尾政府委員 答えたいします。第一の保安林整備と擴充。この問題はまことにごもつともな御意見であると思ひます。御承知の通り、この戦争中過伐、濫伐によりまして、山の方の森林の形體は相當變つてまいつておりますし、その他從來の保安林におきまして、相當開墾あるいは伐採等が行われておるところもあるものであります。これらの個所につきましては、早急整備並びに擴充を要するところは、早急整備並びに災害復舊の計畫を立てまして、二十一年度、二十二年度にわたります。各府縣の林地につきまして、實態調査をいたしております。これら實態調査ができれば、治水、災害復舊關係の計畫と同時に、保安林の整備並びにその擴充方面にも、その方の點を調査いたしておりますので、その整備と擴充に努力をいたしていきたいと考えております。なお二番目の民有林の施業案の編成の點でございますが、これはやはり先刻申し上げました通り、大體たゞいままで出ておりますのは、四割程度に達しております。あと五割年間を終了いたしました計畫を立てまして、たゞいま實施をいたしておりますが、これは技術員の不慣れ的關係あるいは不足の關係等で十分の成果をあげるに至つておりませんことはなほ遺憾に存するのであります。これが機構の擴充を期し、さらにこの編成事業に對します技術者の養成指導もいたしまして、計畫の五箇年間に必ずこの編成を終了するように努力をいたすつもりであります。

材の不足等で、思う通りの改修どころか、むしろ以前よりも悪いようなところもできておられますことは、まことに遺憾に思つておる次第であります。この勞務施設の改善につきましては、今後できるだけ努力もいたしますし、

またこの點につきましては、既に營林局の事業部長會議等におきまして、この勞務施設の改善につきましては、特に努力するように申し傳へてあるものであります。豫算措置といたしましては、勞務者の施設といたしまして、現在千二百二十萬圓程度をみておるのでありますが、さらに勞務施設の點につきましては、たゞいまの物價等と比べますと、不足の點もあるかもしれません。したが、その場合にはできるだけほかの方を融通しましても、こちらの方は急速に完備をはかつていきたいと考えております。

○大谷委員長 丸山修一郎君。

○丸山委員 私は企業再建整備法の改正法律案に關しましてお尋ねいたします。企業再建整備法に基く企業の再建整備は、現在のところ非常に延び／＼

になつておるようですが、大體いつになれば目鼻がつくのであるかという點に對して、お答えを願いたい。次は整備計畫の出発點と相なります

評價の基準、未拂込みの問題なども大綱がきまつたようであるが、これもまたいつになれば具體的方針がきまるのかというところをお尋ねしたい。會社では方針がよくわからないために、まだ迷つておる状態にありますので、以上の點について政府の御答辯を得たいと思ふのであります。

○伊原政府委員　企業再建整備法に基きます企業整備に關しましては、再

建整備の出發點になります評價基準の問題が、いろ／＼な事情からはなはだ決定が延び／＼になりましたので、従いまして全體の再建整備が後れしました點につきましては、はなはだ遺憾に存じております。ただいま御指摘になりましたような評價基準の問題、未拂込みの問題等につきまして、過般内閣にできました企業再建整備委員會におきまして、大綱が決定いたしましたのでございまして、それに基づきまして、目下細目につきまして、取急いで立案をいたしておる次第でございます。今回この委員會に付議せられました企業再建整備の改正法案等につきまして、御制定願いましたならば、それらに基づきまして、評價基準と未拂込みの細目等に關します規定につきましては、四月の初め早々にはこれを公表いたすことができる段取になると思っております。従いまして、各企業體といたしましては、この四月早々きまりました評價基準並びに未拂込みの問題等に關します方針を基礎にいたしまして、補償の打切りによる損失を計算をいたし、かつこれに基づきまして、整備計畫をきめまして、大體四、五、六の三箇月以内に、すなわち六月の末ころまでには、各會社とも再建整備計畫を提出し得る運びに相なるものと考えております。なおたゞいま御指摘になりましたように、會社等では一體どういうふうなことになるのか、方針がわからないということをよく私どもも聞かされておりました、その點は申譯なく思ふのでありますが、本日別に會議に提案になりました獨占禁止法におきまして、大體どういふ方角で會社が整備計畫を立てたらよいかとい

うことの、一應の目安が示されておりますし、なおそのほかどういふ方針によつて會社が整備計畫を立てたらよいかということにつきましては、できるだけ早い機會に、あらかじめその大體の方針を決定いたしました、これを公表して會社によるべき基準を與えることが適當ではないか。こう考えておる次第でございます。

○丸山委員 私の間は以上で終了します。

○大谷委員長 質疑はこれにて終了いたしました。今日はこれにて散會をいたします。

午後四時五十二分散會